明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国民年金基金規則及び厚生年金基金規則の一部を改正する省令（厚生労働一四二）　一
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（同一四三）　一〇
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業七五）　一〇
〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務三一五）　三
○中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき業種を指定する件（経済産業二二四）　一四
〔官庁報告〕
国家試験
第七十回作業環境測定士試験の実施（厚生労働省）　二六
第二十七回管理栄養士国家試験の施行（同）　二九
管理栄養士国家試験委員の公告（同）　三〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社工事一部完了、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達・裁決・裁決取消訴訟の判決確定・懲戒の処分、厚生年金基金変更関係　三〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係　七
会社その他
会社決算公告　七

省令

○厚生労働省令第百四十二号

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百三十八条において準用する同法第百五条第三項及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百七十四条において準用する同法第九十八条第三項に基づき、国民年金基金規則及び厚生年金基金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

国民年金基金規則及び厚生年金基金規則の一部を改正する省令

（国民年金基金規則の一部改正）

第一条　国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。）」を加える。

第六十三条第二項の表第十四条の項の次に次のように加える。

第十五条	基金が生存	連合会が生存
	法第百二十八条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会	連合会

（厚生年金基金規則の一部改正）

第二条　厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「停止されている者」の下に「及び基金が生存の事実を確認することができる者（法第百三十条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報（同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。）の提供を受けることにより確認が行われた者に限る。）」を加える。

第七十四条第二項の表第二十三条第一項第二号の項の次に次のように加える。

第二十四条	基金が生存	連合会が生存
	法第百三十条第五項の規定により当該基金から情報の収集に関する業務を委託された連合会	連合会

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百四十三号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二百四十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

厚生労働大臣　小宮山洋子